

鋼 船 規 則

規
則

B 編

船級検査

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 規則 第 9 号

2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議

2007 年 12 月 25 日 理事会 承認

2008 年 2 月 14 日 国土交通大臣 認可

2008 年 2 月 27 日 規則第 9 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類

-12.を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の**(1)**から**(5)**に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(中略)

-11. **1.2.2** の規定により貨物固縛マニュアルの備え付けが要求される船舶にあっては、同マニュアルを本会に提出して承認を得なければならない。

-12. ~~CSR-B 編及び CSR-T 編が適用される船舶~~国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶であって海水バラストタンクを備えるもの及び **C 編 31A.1.2(1)**に定義するばら積貨物船であって乾舷用長さ (L_f) が 150m 以上で、かつ、貨物倉の範囲に二重船側構造を備えるもの~~にあつては、塗装テクニカルファイルを本会に提出して、審査を受けなければならない。~~

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(3)を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については **2.1.2** の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

- (1) 仕様書
- (2) 船の中央部における船体横断面の最小断面係数の計算書
- (3) 防食要領書 (2.1.2-12.に規定する塗装テクニカルファイルに含まれる項目は省略可)
- (4) 特殊の載貨を採用しようとする船舶については、その積載しようとする貨物及びその配置について、詳細事項を記した図面

- (5) 復原性に関する資料の備え付けが要求される船舶では、次に掲げる図面及び書類
- (a) 一般配置図
 - (b) 中央断面図
 - (c) 中心線縦断面図（風圧側面積に算入する構造物及び甲板積み貨物の配置及び寸法並びに浮力算入範囲を記載したもの）
 - (d) 鋼材構造図
 - (e) 船体線図（寸法表を含めること）
 - (f) 開口配置図
 - (g) 復原性計算書（風圧側面積、自由表面の影響及び最大許容重心高さについて記載したもの）
 - (h) ビルジキールを有する船舶では、その配置、寸法及び投影面積を記載した図（中略）
- (13) **C 編 23.3.10-2.**及び**23.4.9-2.**並びに**CS 編 21.3.10-2.**及び**21.4.9-2**により、ドア及び内扉の閉鎖及び締付けに関する操作手順を示した銘板の備え付けが要求される船舶にあっては、操作手順の記載内容を本会に提出しなければならない。

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-1.(1)(m)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）
 - (a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル（**C 編 23.3.10** 及び **23.4.9** 又は **CS 編 21.3.10** 及び **21.4.9**）（中略）
 - (l) 貨物固縛マニュアル（**B 編 1.2.2**）
 - (m) 塗装テクニカルファイル（**C 編 25.2.2**, **CS 編 22.4.2**, **CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2** 及び **CSR-T 編 6 節 2.1.1.2**）
 - (n) 水中検査計画書（**6.1.2-2.**）

2.1.8 を次のように改める。

2.1.8 ペイント工事の検証

C 編 25.2.2, **CS 編 22.4.2**, **CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2** 及び又は **CSR-T 編 6 節 2.1.1.2** の規定が適用される内部区画のペイント工事にあっては、塗装テクニカルファイルの審査に先立ち、次の(1)から(5)に掲げる項目を実施する。

- (1) テクニカルデータシート及び適合証明書又は認定書が IMO 塗装性能基準”PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR DEDICATED SEAWATER BALLAST TANKS IN ALL TYPES OF SHIPS AND DOUBLE-SIDE SKIN SPACES OF BULK CARRIERS” (IMO 塗装性能基準/IMO 決議 MSC.215(82), 以後の改正を含む。) に適合していることの確認、ただし、適合証明書又は認定書につい

- ては、本会が適当と認める証明書であること
- (2) 塗料の標本の識別表示が、**前(1)**のテクニカルデータシート及び適合証明書又は認定書に記載されているものと一致することの確認
 - (3) 塗装検査員の資格が、本会が適当と認める資格であることの確認
 - (4) ペイント工事に関する塗装検査員の報告書が、**前(1)**のテクニカルデータシート及び適合証明書又は認定書に記載されている条件に適合していることの確認
 - (5) 本会が適当と認める塗装検査要件に従って、塗装検査が実施されていることの監視

附 則（改正その1）

- 1. この規則は、2008年7月1日から施行する。
- 2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2008年7月1日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2009年1月1日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも50トン又は全建造材料の見積重量の1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2012年7月1日以降に引き渡しが行われる船舶

3 章 年次検査

3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査

3.2.4 区画及びタンクの内部検査

(2)を次のように改める。

年次検査では，次の**(1)**及び**(2)**について，内部検査を行う。

- (1) 表 B3.4 に掲げる区画及びタンク
- (2) 以前の検査において認められた疑わしい箇所（油タンカー及び、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）

3.2.6 構造部材等の板厚計測

(2)を次のように改める。

年次検査では，次の**(1)**及び**(2)**について，板厚計測を行う。なお，計測の方法及び記録の提出については，5.2.6-1.の規定に準じて行う。

- (1) 表 B3.6 に掲げる区画及びタンク
- (2) 以前の検査において認められた疑わしい箇所（油タンカー及び、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。）

表 B3.2 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
1 外板	・ 喫水線上の目視可能な範囲内で，現状良好であることを確認する。
2 暴露甲板	
3 甲板及び舷側の諸口	・ 暴露甲板上及び閉鎖されない船楼内の平甲板口，倉口縁材及びその閉鎖装置並びに舷門，載貨門，載炭門並びに乾舷甲板及び船楼甲板下にある丸窓等について，現状良好であることを確認する。
4 機関室囲壁	・ 機関室囲壁及びその出入口並びに焚火口室及び主機室天窓とそれらの閉鎖装置について，現状良好であることを確認する。
5 通風筒	・ 乾舷甲板下及び閉鎖された船楼内に通じるものの縁材及び閉鎖装置について，現状良好であることを確認する。
6 空気管	・ 暴露甲板上のもの及びその閉鎖装置について，現状良好であることを確認する。
7 水密隔壁及び船楼端隔壁	・ 水密隔壁の水密戸，各種貫通部及び支水弁並びに船楼端隔壁の出入口について，現状良好であることを確認する。
8 満載喫水線	・ 満載喫水線の標示が適当であるか否かを確認する。
9 ブルワーク	・ ブルワーク及びその放水口の扉並びにヒンジ及び欄干について，現状良好であることを確認する。
10 交通設備	・ 常設歩路又はそれに代る通路設備について，現状良好であることを確認する。

11 排水管，吸入管，排出管及び弁	・ 實際上検査可能なものについて，現状良好であることを確認する。
12 甲板上木材積付設備	・ 木材乾玄の標示の有無にかかわらず，甲板上に設置されている積付及び固定のための設備について，現状良好であることを確認する。
13 揚錨・係船装置	・ これらの所属具を含み，視認できる範囲内で現状良好であることを確認する。
14 消火設備	・ 固定式消火装置，移動式及び持運び式消火器並びに消防員装具の保守管理状況を確認する他，消火設備全般について現状良好であることを確認する。
15 防火構造及び脱出設備	・ 前回検査時から，変更がないことを確認する。
16 帆類	・ 所定の位置に取付け展開できるように準備した状態で，現状良好であることを確認する。
17 曳航及び係留設備	・ C 編 27.2.2, C 編 27.2.3, CS 編 23.2.2 又は CS 編 23.2.3 の規定により曳航及び係留設備に安全使用荷重（SWL）が明示されていること並びに当該設備について現状良好であることを確認する。
18 非常曳航設備	・ C 編 27.3 の規定により非常曳航設備の備付けが要求される船舶について，現状良好であることを確認する。
19 積付計算機	・ C 編 34.1.1 及び 34.3.2 の規定により積付計算機の備付けが要求される船舶について，その管理状況を検査する。
20 C 編 23.8 に規定する船員の業務のためのはしご及びステップ等	・ 現状良好であることを確認する。
21 船舶識別番号	・ 船舶識別番号の標示が要求される船舶について，その標示状態が現状良好であることを確認する。
タンカー及び、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する追加要件	
22 管装置	・ 貨物ポンプ室内，貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，パージ装置，ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置について，現状良好であることを確認する。
建造後 10 年を超えるばら積貨物船に対する追加要件	
23 貨物倉内の管装置	・ 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について，現状良好であることを確認する。
建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する追加要件	
24 貨物倉内の管装置	・ 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について，現状良好であることを確認する。

(備考)
以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行うこと。

表 B3.4 を次のように改める。

表 B3.4 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える船舶について，前回の定期検査又は中間検査の検査結果から，年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。
タンカー及び、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 貨物ポンプ室，他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するポンプ室もの，貨物圧縮機室及びパイプ貨物管トンネル	・ ガスを十分に排除し，内部を掃除したのち内部検査を行う。その際，ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類，圧縮機等の据付け，軸封部，隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。

3 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える油タンカー及び、<u>危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船</u>について、前回の定期検査又は中間検査の検査結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。 ・ 建造後 5 年を超える、ダブルハル油タンカーを除く油タンカーについて、加熱管が設置されているタンクに面接触するすべてのバラストタンクについて行う。ただし、前回の定期検査又は中間検査にて塗装状態が優良であると判断されたタンクは、検査員が差し支えないと認める場合、適当に参酌することがある。 ・ 建造後 15 年を超えるダブルハル油タンカーについて、加熱管が設置されているタンクに面接触するすべてのバラストタンクについて行う。ただし、前回の定期検査又は中間検査にて塗装状態が優良であると判断されたタンクは、検査員が差し支えないと認める場合、適当に参酌することがある。
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件*1	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える船舶について、前回の定期検査又は中間検査の検査結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。
3 貨物倉	・ 建造後 10 年を超える船舶の貨物倉すべてについて行う。
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える船舶について、前回の定期検査又は中間検査の検査結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。
3 貨物倉	・ 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶の任意に選定された 2 個の貨物倉について行う。 ・ 建造後 15 年を超える船舶の貨物倉すべてについて行う。
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える一般乾貨物船について、前回の定期検査又は中間検査の結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。
3 貨物倉	・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の木材運搬船について、貨物倉の倉内肋骨下端部及びその下部肘板並びに隔壁下端部の状況を把握するために、すべての貨物倉について行う。 ・ 建造後 10 年を超え 15 年以下の一般乾貨物船について、船首及び船尾の各 1 個（木材運搬船にあってはすべて）の貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む）について行う。 ・ 建造後 15 年を超える一般乾貨物船について、すべての貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板毎の区域を含む）について行う。

（備考）

*1： 単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合、二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては、二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

表 B3.6 を次のように改める。

表 B3.6 構造部材等の板厚計測

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	・ 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える船舶のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合は、検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-2.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
タンカー及び、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置	・ 表 B3.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。
2 バラストタンク内の構造部材	・ 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える油タンカー及び、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-3.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
ばら積貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	・ 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超えるばら積貨物船のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-4.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
2 倉口蓋及び倉口縁材	・ 表 B3.4 又は表 B3.5 に規定する、ばら積貨物船に対する内部検査又は精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-4.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
3 貨物倉内の構造部材	
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	・ 表 B3.4 に規定する、建造後 5 年を超える一般乾貨物船のバラストタンクに対する内部検査の結果、広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
2 倉口蓋及び倉口縁材	・ 表 B3.5 に規定する、一般乾貨物船に対する精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
3 貨物倉内の構造部材	・ 建造後 10 年を超える一般乾貨物船について、表 B3.4 に規定する内部検査及び表 B3.5 に規定する精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。

4 章 中間検査

4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査

表 B4.2 を次のように改める。

表 B4.2 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶では、代表的なバラストタンクについて行う。検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・ 建造後 10 年を超える船舶では、すべてのバラストタンクについて行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 二重底である場合を除き、塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。
3 貨物倉	・ 建造後 10 年を超える貨物船であって、専ら乾貨物を運送する船舶以外の船舶では、任意に選定した貨物倉について行う。 ・ 建造後 15 年を超える船舶について、船首尾側からそれぞれ 1 個の貨物倉を選定して行う。
タンカー及び、 危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 <u>貨物ポンプ室、他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するもの、貨物圧縮機室及び貨物管トンネル</u>	・ <u>ガスを十分に排除し、内部を掃除したのち内部検査を行う。その際、ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類、圧縮機等の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。</u>
23 バラストタンク	<u>油タンカー及び危険化学品ばら積船：</u> ・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の油タンカー危険化学品ばら積船では、代表的なバラストタンクについて行う。ただし、ダブルハル油タンカーを除く油タンカーにあっては、すべてのバラストタンクについて行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、内部検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 内部検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・ 内部検査の結果、次の(a)又は(b)の場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。）

液化ガスばら積船： ・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の液化ガスばら積船では、代表的なバラストタンクについて行う。 ・ 建造後 10 年を超える液化ガスばら積船では、すべてのバラストタンクについて行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、内部検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 二重底である場合を除き、塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。	
ばら積貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超え 10 年以下のばら積貨物船では、代表的なバラストタンク及びバラスト兼貨物倉について行う。検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 二重底である場合を除き、塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。
3 貨物倉	・ 建造後 5 年を超えるばら積貨物船について、すべての貨物倉について行う。
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 バラストタンク	・ 貨物船に対する要件に同じ。
3 貨物倉	・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の一般乾貨物船について、船首及び船尾の各 1 個（木材運搬船にあってはすべて）の貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板の区域を含む）について行う。 ・ 建造後 10 年を超える一般乾貨物船について、すべての貨物倉（2 層以上の甲板がある場合には、各甲板の区域を含む）について行う。

（備考）

- (1) 「代表的なバラストタンク」とは、少なくとも船首タンク、船尾タンク及び貨物積載区域内の 2 個（ダブルハル油タンカー及び二重船側構造ばら積貨物船の場合は 3 個）の深水タンクをいう。

表 B4.3 を次のように改める。

表 B4.3 構造部材等の精密検査

検査項目	備考
液化ガスばら積船に対する要件	
1 バラストタンク	・ 建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶にあっては、次に掲げる場所について行う。 (a) 1 個の代表的なタンクについて、すべてのトランスリング^{*1}及び前後端の横隔壁^{*2} (b) 他の 1 個の代表的なタンクについて、1 個のトランスリングの上部及び 1 個の横隔壁^{*2} ・ 建造後 15 年を超える船舶にあっては、2 個の代表的なタンクのすべてのトランスリング^{*1}及び前後端の横隔壁^{*2}について行う。 ・ 上記にかかわらず、独立型タンクタイプ C を備える船舶であって、一般貨物船と同様の中央横断面を有するものにあっては、検査員が差し支えないと認める場合、精密検査の範囲及び程度を軽減することができる。
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件 ^{*43}	
1 倉口蓋及び倉口縁材	・ すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材について行う。

2 貨物倉内の構造部材	
1 倉内肋骨（全体）とその両端部肘板及び該部の船側外板	・ 建造後 5 年を超える船舶にあっては、船首部貨物倉及び他の 1 個の貨物倉について、それぞれ総数の 1/4 に相当する倉内肋骨について行う。検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該貨物倉の残りのすべての倉内肋骨及び他の貨物倉のうちそれぞれ総数の 1/4 に相当する数について行う。
2 水密隔壁	・ 建造後 5 年を超える船舶にあっては、船首部貨物倉及び他の 1 個の貨物倉の水密隔壁について行う。
3 その他の構造部材	・ 表 B4.2 の検査の結果、検査員が必要と認める場合に行う。
二重船側構造ばら積貨物船に対する要件	
1 倉口蓋及び倉口縁材	・ すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材について行う。
2 貨物倉内の構造部材	・ 表 B4.2 の検査の結果、検査員が必要と認める場合に行う。
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 倉口蓋及び倉口縁材	・ すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材について行う。
2 貨物倉内の構造部材	・ 建造後 5 年を超える木材運搬船では、すべての貨物倉について行う。
1 倉内肋骨下端部及び下部肘板	
2 隔壁の下端部	
3 空気管及び測深管の内底板直上の部分	

（備考）

*1： 支材及びトランスリングに隣接する構造部材，例えば外板，縦通隔壁，縦通肋骨，肘板等を含む。

*2： 当該隔壁の桁部材及び隣接する構造部材並びに当該隔壁に接する縦通隔壁を含む。

*43： 単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合，二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては，二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

表 B4.4 を次のように改める。

表 B4.4 構造部材等の板厚計測

検査項目	備考
建造後 5 年を超える貨物船（以下に特に規定するものを除く。）に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	・ 表 B4.2 第 2 項の検査の結果，塗装の状態が不良であり，かつ，塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクについて検査員が必要と認める場合は，検査員の指示するところにより行う。 ・ 板厚計測の結果，著しい腐食が認められる場合は，5.2.6-2.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。
油 タンカー及び、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，パージ装置，ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置	・ 4.2.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。
2 バラストタンク内の構造部材（建造後 5 年を超える船舶）	・ 表 B4.2 第 23 項の検査の結果，塗装の状態が不良であり，かつ，塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは，検査員が必要と認める場合は，検査員の指示するところにより行う。 ・ 板厚計測の結果，著しい腐食が認められる場合は，5.2.6-3.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。
3 貨物タンク内の構造部材（ 建造後 5 年を超える船舶 ）	・ 建造後 5 年を超える船舶（液化ガスばら積み船を除く。）にあっては，4.2.6 に規定される板厚計測の結果，著しい腐食が認められる場合は，5.2.6-3.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。

建造後 5 年を超えるばら積貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	・表 B4.2 第 2 項の検査の結果、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、検査員が必要と認める場合には、検査員の指示するところにより行う。 ・板厚計測の結果、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-4.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。
2 倉口蓋及び倉口縁材	・表 B4.3 に規定する、ばら積貨物船に対する精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-4.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
3 貨物倉内の構造部材	・精密検査の対象部材の腐食状況を把握するための板厚計測を行う。 ・精密検査の結果、対象とする構造部材に衰耗がなく、かつ、塗装が有効である場合には、板厚計測の一部を省略することができる。 ・板厚計測の結果、著しい腐食が認められた場合には、5.2.6-4.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。
総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する要件	
1 バラストタンク内の構造部材	・表 B4.2 第 2 項の検査の結果、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、検査員が必要と認める場合は、検査員の指示するところにより行う。 ・板厚計測の結果、著しい腐食が認められる場合は、5.2.6-5.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。
2 倉口蓋及び倉口縁材	・表 B4.3 に規定する、一般乾貨物船に対する精密検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
3 貨物倉内の構造部材	1. 建造後 5 年を超える木材運搬船について ・すべての貨物倉の精密検査の対象部材について、前回の定期検査の要件に準じて行う。 ・精密検査の結果、対象とする構造部材に衰耗がなく、かつ、塗装が有効である場合には、板厚計測の一部を省略することができる。 2 建造後 10 年を超える木材運搬船以外の一般乾貨物船について ・表 B4.2 に規定する、一般乾貨物船に対する内部検査の結果、検査員が必要と認めた場合に行う。その際、著しい腐食が認められた場合は、5.2.6-5.の規定に従って追加の板厚計測を行う。

5 章 定期検査

5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.2 を次のように改める。

5.2.2 現状検査

-1. 定期検査では、**4.2.2** に規定する現状検査に加え、すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について詳細に検査を行う。なお、暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭については、詳細な検査を行わなければならない。

-2. タンカー及び危険化学品ばら積船の定期検査では、**-1.**によるほか、すべての貨物タンク、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（~~バラストタンク~~、ポンプ室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置を検査する。

-3. 液化ガスばら積船の定期検査では、**-1.**によるほか、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、貨物圧縮機室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置を検査する。

~~-34.~~ ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、**-1.**によるほか、すべての貨物倉、すべてのバラストタンク及びこれら貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画（~~バラストタンク~~、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置を検査する。

5.2.3 効力試験

-2.を次のように改める。

-1. 定期検査では、**4.2.3** に規定する設備及び装置について効力試験を行うほか、**C 編 34.1.1** 及び **34.3.2** の規定により備付けが要求される積付計算機が正常に作動することを確認する。なお、**4.2.3** の表 **B4.1** 第 3 項でいう係船装置及び揚錨装置については、その効力試験を省略することはできない。

-2. 前**-1.**によるほか、次の**(1)**から**(57)**の効力試験及び作動試験を行う。

- (1) すべての機械駆動式倉口蓋について作動試験
- (2) すべての風雨密倉口蓋について表 **B2.1** に掲げる射水試験又はこれと同等の試験
- (3) すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (4) 油タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては、すべての貨物タンク、すべてのバラストタンク及びこれらに隣接するすべてのタンク及び区画（~~バラストタンク~~、ポンプ室、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験
- (5) 液化ガスばら積船の定期検査にあっては、すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（ポンプ室、貨物圧縮機室、コファダム、パイプトンネル及び空所）内並びに暴露した甲板上の貨物管装置及びバラスト管装置について効力試験及び作動試験

~~(56)~~ ばら積貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、すべての貨物倉、すべてのバラストタンク及びこれら貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画（~~バラストタンク~~、パイプトンネル、コファダム及び空所等）内の各種管装置並びに暴露した甲板上の各種管装置について効力試験及び作動試験

~~(67)~~ すべての水位検知警報装置について、**4.2.3 の表 B4.1** 第 1 項でいう作動試験

-3. 検査員が必要と認める場合には、復原性試験の実施及び復原性資料の修正を要求することがある。

5.2.4 を次のように改める。

5.2.4 区画及びタンクの内部検査等

-1. 定期検査では、次の**(1)**から**(7)**に特に注意して、当該区画及びタンクの構造及び各種配管等の艤装品の現状を詳細に検査する。

- (1) 原木、塩、石炭、硫化鋼等の鋼材の腐食を促進させる貨物を積載した貨物倉の構造、配管、倉口蓋等の腐食の進み易い部分
- (2) ボイラの下部や加熱等により高温に曝される部材等の腐食の進み易い部分
- (3) 倉口等の甲板開口のすみ部の甲板、丸窓の部分の外板等の構造の不連続部
- (4) 塗装又は防食措置が施されているタンクにあっては、塗装又は防食措置の状態
- (5) 各測深管の下部で、測深棒の衝撃を受ける箇所に取り付けられた鋼板の状態
- (6) セメント、被覆材の施された部分では、その付着状態
- (7) 類似船又は類似構造に損傷の発生した部分

-2. 定期検査では、**-1.**に留意して、**表 B5.1** に掲げる区画及びタンクの内部検査を行う。
なお、**1.1.5** により定期検査を延期して行う船舶にあっては、船級証書の満了日を基に実施する定期検査の種類を選定する。

-3. タンカー及び危険化学品ばら積船の定期検査では、**-1.**及び**-2.**によるほか、各定期検査時に**表 B5.2** に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。また、以前の検査において疑わしい箇所と指定された箇所が有る場合には、当該箇所の検査を行う。ただし、バラストタンクの塗装状態の判定は、本会の定める塗装判定基準による。なお、構造部材にステンレス鋼が使用されている危険化学品ばら積船であって、本会が適当と認める場合は、本規定の適用を参酌することがある。

-4. 液化ガスばら積船の定期検査では、**-1.**及び**-2.**によるほか、各定期検査時に**表 B5.2** に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。

-45. ばら積貨物船の定期検査では、**-1.**及び**-2.**によるほか、各定期検査時に**表 B5.3** に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。また、以前の検査において疑わしい箇所と指定された箇所が有る場合には、当該箇所の検査を行う。

~~-56.~~ 総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、**-1.**及び**-2.**によるほか、各定期検査時に**表 B5.4** に掲げる区画及びタンクについて内部検査を行う。

5.2.5 を次のように改める。

5.2.5 構造部材等の精密検査

-1. 定期検査では、各定期検査時に、次の**(1)**から**(3)**に定める箇所に対して精密検査を行う。

- (1) 貨物倉内の肋骨下端部及び外側肘板並びに隔壁の下部

- (2) 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分
- (3) すべての倉口蓋及び倉口縁材の板及び防撓部材
- 2. タンカー及び危険化学品ばら積船の定期検査では、**-1.**の規定に加えて、各定期検査時に、表 B5.5-1に掲げる箇所について精密検査を行う。
- 3. 液化ガスばら積船の定期検査では、**-1.**の規定に加えて、各定期検査時に、表 B5.5-2に掲げる箇所について精密検査を行う。
- ~~-34. ばら積貨物船の定期検査では、**-1.**の規定に加えて、各定期検査時に、表 B5.6-1~~に掲げる箇所について精密検査を行う。ただし、鉱石運搬船にあっては、表 B5.6-1 に代えて表 B5.6-2 によること。
- ~~なお、鉱石運搬船の船側部のバラストタンク内の構造部材に対する精密検査については、表 B5.6 のバラストタンク内の構造部材に対するものに代えて、表 B5.5 の該当する箇所を準用して検査を行う。~~
- 45. 総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、**-1.**の規定に加えて、各定期検査時に、**表 B5.7**に掲げる箇所について精密検査を行う。

5.2.6 を次のように改める。

5.2.6 構造部材等の板厚計測

- 1. 定期検査では、次の**(1)**から**(5)**に従って構造部材等の板厚計測を行う。
 - (1) 板厚計測は、適正な超音波板厚計を使用するか、又はその他の同等な方法により行う。なお、検査員が必要と認める場合は、その機材の精度の証明を要求することがある。
 - (2) 板厚計測は、当該検査の完了の前 12 箇月以内に検査員立会いのもとで、「**事業所承認規則**」に従って本会の承認した業者または本会が適当と認める業者によって行わなければならない。なお、計測値の精度を確保するため検査員が必要と認める場合は、再計測を要求することがある。
 - (3) 追加の板厚計測は当該検査が完了するまでに行わなければならない。
 - (4) 板厚計測の結果は、板厚計測記録としてまとめ、本会に提出しなければならない。
 - (5) 精密検査の対象部材に対する板厚計測は精密検査と同時に実施しなければならない。
- 2. 定期検査では、各定期検査時に、**-1.**に従って**表 B5.8**に掲げる箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、**表 B5.9**に掲げる箇所について追加の板厚計測を行う。
- 3. 油タンカー及び危険化学品ばら積船の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、**-1.**に従って各定期検査時に、表 B5.10-1に掲げる箇所及び以前の検査において著しい腐食が認められた箇所について板厚計測を行う。危険化学品ばら積船の構造部材又は管装置であって、ステンレス鋼が使用され、かつ、本会が適当と認める場合には、本規定の適用を参酌することがある。~~油タンカー及び危険化学品ばら積船であって、~~板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、**表 B5.11** から**表 B5.14**のうち、当該部材が含まれる表に掲げる箇所すべてについて追加の板厚計測を行う。
- 4. 液化ガスばら積船の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、**-1.**に従って各定期検査時に、表 B5.10-2に掲げる箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、**表 B5.9**に掲げる箇所について追加の板厚計測を行う。独立型タンクタイプ C を備える船舶であって、一般貨物船と同様の

中央横断面を有するものにあつては、検査員が必要と認める場合、内底板の板厚計測を要求することがある。

~~-45.~~ ばら積貨物船の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、**-1.**に従って各定期検査時に、表 B5.15 に掲げる箇所及び以前の検査において著しい腐食が認められた箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、**表 B5.16 から表 B5.20**のうち、当該部材が含まれる表に掲げる箇所すべてについて追加の板厚計測を行う。

~~-56.~~ 総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、**-1.**に従って各定期検査時に、**表 B5.21**に掲げる箇所について板厚計測を行う。板厚計測の結果著しい腐食が認められた場合は、著しい腐食が認められた部材に応じて、**表 B5.9**に掲げる箇所について追加の板厚計測を行う。

~~-67.~~ **表 B5.8, 表 B5.10, 表 B5.15 及び表 B5.21**に規定する船体横断面の板厚計測の結果を用いて、縦強度の評価を行わなければならない。

5.2.7 を次のように改める。

5.2.7 圧力試験

-1. 定期検査では、次の**(1)**から**(3)**に従って、圧力試験を行う。

(1) 圧力試験は、次の圧力で行う。

(a) タンクにあつては、当該タンクの使用状態で起こりうる最高液面に相当する圧力

(b) 管装置にあつては、当該管装置の使用圧力

(2) 浮上状態で船底部の内部検査を行ったタンクに対しては、圧力試験を浮上状態で行っても差し支えない。

(3) 多数の水タンク又は油タンクを備える船舶の定期検査では、その現状、建造後の経過年数及び前回圧力試験を受けた時期を考慮して、検査員が差し支えないと認める場合に限り、一部の水タンク又は油タンクの圧力試験を省略することができる。

-2. 貨物船の定期検査では、各定期検査時に、**-1.**に従って**表 B5.22**に掲げるタンクについて圧力試験を行う。

-3. タンカー及び危険化学品ばら積船の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、各定期検査時に**表 B5.23-1**に掲げるタンクの圧力試験を行う。

-4. 液化ガスばら積船の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、各定期検査時に**表 B5.23-2**に掲げるタンクの圧力試験を行う。

~~-45.~~ ばら積み貨物船及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の定期検査では、**-2.**の規定にかかわらず、各定期検査時に、**-1.**に従って**表 B5.24**に掲げるタンクについて圧力試験を行う。

表 B5.2 を次のように改める。

表 B5.2 タンカー及び、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する内部検査の追加要件

定期検査	検査項目	備考
すべての定期検査	1 すべての貨物タンク（液化ガスばら積み船を除く。）	- 以前の検査において疑わしい箇所と指定されているタンク及び区画を検査する。 - 油タンカーでは、バラスト兼貨物油タンクが配置されている場合、バラスト積載履歴及び防食措置の程度を考慮の上、当該バラスト兼貨物油タンクを特に注意して検査する。 - 油タンカーでは、貨物油タンク底板の内側のピッチングの状況に特に注意して検査する。 - 油タンカーでは、貨物油タンク内の貨物油吸引管のベルマウスを取外し、その付近のタンク底板及び隔壁を検査する。
	2 すべてのバラストタンク及び貨物タンクに隣接するすべてのタンク及び区画（バラストタンク、ポンプ室、貨物圧縮機室、コファダム、パイプトンネル及び空所）	タンカー及び危険化学品ばら積船： - 以前の検査において疑わしい箇所と指定されているタンク及び区画を検査する。 - 油タンカー及び危険化学品ばら積船のバラストタンクについては、次の(a)又は(b)の場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。） - ポンプ室ではポンプ類の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。
		液化ガスばら積船： - 二重底部を除き、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていない又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、内部検査を毎年行う。二重底の同様な区画については、検査員が必要と認める場合は、内部検査を毎年行う。 - 従前バラストタンクとして使用されていた区画を空所に用途変更している場合、当該区画は、バラストタンクの要件に準じた検査を行う。

表 B5.3 を次のように改める。

表 B5.3 ばら積貨物船に対する内部検査の追加要件

定期検査	検査対象区画、タンク等	備考
すべての定期検査	1 すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画（バラストタンク、パイプトンネル、コファダム及び空所）	- 以前の検査において疑わしい箇所と指定されているタンク及び区画を検査する。 - 二重底部を除き、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていない又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、内部検査を毎年行う。二重底の同様な区画については、検査員が必要と認める場合は、内部検査を毎年行う。 - 従前バラストタンクとして使用されていた区画を空所に用途変更している場合、当該区画は、バラストタンクの要件に準じた検査を行う。

表 B5.4 を次のように改める。

表 B5.4 総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する内部検査の追加要件

定期検査	検査対象区画，タンク等	備考
すべての定期検査	1 すべての貨物倉	
	2 すべてのバラストタンク及び貨物倉に隣接するすべてのタンク及び区画（ バラストタンク 、パイプトンネル、コファダム及び空所）	・ 二重底部を除き、塗装の状態が不良であり、かつ、塗装補修されていない又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは、内部検査を毎年行う。二重底の同様な区画については、検査員が必要と認める場合は、内部検査を毎年行う。 ・ 従前バラストタンクとして使用されていた区画を空所に用途変更している場合、当該区画は、バラストタンクの要件に準じた検査を行う。

表 B5.5 を表 B5.5-1 とし、次のように改める。

表 B5.5-1 油タンカー及び危険化学品ばら積船の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 （第 1 回定期検査）	1 個の二重船側区画のバラストタンク*¹（二重船側構造でない場合は船側バラストタンク、また、船側バラストタンクがない場合は専らバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク）内の各 1 個のトランスリング (A) 1 個の貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁 (B) 1 個の二重船側区画のバラストタンク*¹内の各 1 個の横隔壁の全体（ダブルハル油タンカーのみ）(C) 1 個のバラストタンク内の 1 個の横隔壁の下部（ダブルハル油タンカー以外）(D) 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部*² (D) 1 個の中央貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部 (D)
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 （第 2 回定期検査）	1 個の二重船側区画のバラストタンク*¹（二重船側構造でない場合は船側バラストタンク、また、船側バラストタンクがない場合は専らバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク）内のすべてのトランスリング (A) - 残りの各バラストタンク内の各 1 個のトランスリングの最上部及びナックルエリア（ダブルハル油タンカーのみ）(H) - バラストタンクが配置されている場合は、残りの各バラストタンク内又はバラストタンク甲板上の各 1 個の甲板横桁（ダブルハル油タンカー以外）(B) 1 個の船側貨物タンク内又は貨物タンク甲板上の 1 個の甲板横桁（ダブルハル油タンカー以外）(B) 2 個の中央貨物タンク（ダブルハル油タンカーの場合は貨物タンク）内又は貨物タンク甲板上の各 1 個の甲板横桁 (B) - すべての二重船側区画のバラストタンク*¹内の各 1 個の横隔壁の全体（ダブルハル油タンカーのみ）(C) 1 個の船側バラストタンク（バラストタンクがない場合は専らバラストタンクとして使用される 1 個の船側貨物タンク）内の前後両端の横隔壁の全体（ダブルハル油タンカー以外）(C) - 残りのバラストタンク内の各 1 個の横隔壁の下部（ダブルハル油タンカー以外）(D) 1 個のウィング貨物タンク内の 1 個の横隔壁の下部*² (D) 2 個の中央貨物タンク内の各 1 個の横隔壁の下部 (D) 1 個の二重船側区画のバラストタンク*¹（二重船側構造でない場合は船側バラストタンク）内のすべての板及び内部材（危険化学品ばら積船のみ）(G)
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 （第 3 回定期検査）	油タンカーにあっては； - すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング (A) 1 個のウィング貨物油タンク（ダブルハル油タンカーにあっては中央貨物油タンクを選択可）内のすべてのトランスリング (A) - 残りの各ウィング貨物油タンク内の総数の 30%に相当するトランスリング*³（ダブルハル油タンカー以外）(A) - 残りの貨物油タンク内の各 1 個のトランスリング（ダブルハル油タンカーのみ）(A)

	5. すべてのバラストタンク及び貨物油タンク内のすべての横隔壁の全体 (C) 6. 各中央貨物油タンク内の総数の 30%に相当する甲板横桁及び船底横桁*3 (ダブルハル油タンカー以外) (E) 7. その他検査員の必要と認める箇所 (F) 危険化学品ばら積船にあっては； 8. すべてのバラストタンク内のすべての板及び内部材 (G) 9. 1 個のウィング貨物タンク内のすべての板及び内部材 (G) 10. 残りの各貨物タンク内の各 1 個のトランスリング (A) 11. すべての貨物タンク内のすべての横隔壁の全体 (C)
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 第 3 回定期検査に同じ 注) 検査員が必要と認める場合は、トランスリングを追加して検査することがある。

備考) 表中の(A)から(H)の記号は次のような意味を持つ。

- (A)： 支材及びトランスリングに隣接する構造部材，例えば外板，縦通隔壁，縦通肋骨，肘板等を含む。
(B)： 甲板横桁に隣接する甲板構造部材，例えば甲板，縦通肋骨，肘板等を含む。
(C)及び(D)： 立て桁と水平桁及び横隔壁に隣接する構造部材，例えば縦通隔壁，内底板，斜板，船底桁板，肘板，防撓材等，を含む。上部又は下部スツールを設けた場合その内部材も含む。
(E)： 甲板横桁もしくは船底横桁に隣接する構造部材，例えば甲板，船底外板，縦通肋骨等を含む。
(F)： 追加のトランスリング。(A)と同様に，隣接する構造部材も含む。
(G)： タンク境界壁，内部材及びタンク部の甲板上部材を含む全タンク構造部材
(H)： 二重船側区画のバラストタンクのトランスリングで，上甲板下部 5m 範囲，斜板部並びに斜板と垂直縦通隔壁及び二重底との交線から各 2m 範囲内の部分。

*1： 二重船側区画 — 別区画であっても二重底及び船側及び二重甲板（ある場合）区画のすべてが含まれる。

*2： ダブルハル油タンカーで，中央貨物タンクがない場合（貨物タンクが中心線縦通隔壁で二分された場合）は，両ウィング貨物タンク内の各 1 個の横隔壁を検査する。

*3： 総数の 30%とは切り上げ後の直近の整数である。

表 B5.5-2 として次表を加える。

表 B5.5-2 液化ガスばら積船の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材*3
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 1 個の代表的バラストタンク*1 内の各 1 個のトランスリング (A) 2. 1 個のバラストタンク*2 の 1 個の横隔壁下部 (C)
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 1 個のバラストタンク（二重船側タンク又はトップサイドタンクとする。いずれもない場合は，いずれか 1 個のバラストタンク*2）内のすべてのトランスリング (A) 2. 残りのバラストタンク内の各 1 個のトランスリング (A) 3. すべてのバラストタンク内の各 1 個の横隔壁全体 (B)
建造後 10 年を超える船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング (A) 2. すべてのバラストタンク内のすべての横隔壁全体 (B)

備考) 表中の(A)から(C)の記号は次のような意味を持つ。

(A)： 支材及びトランスリングに隣接する構造部材，例えば外板，縦通隔壁，縦通肋骨，肘板等を含む。

(B)： 当該隔壁の桁部材及び隣接する構造部材並びに当該隔壁に接する縦通隔壁を含む。

(C)： 当該隔壁の桁部材及び隣接する構造部材を含む。

*1： トップサイド，ホッパサイド及び二重船側により構成されるバラストタンクとし，それぞれが別区画となっている場合であっても，一つのタンクとみなす。

*2： 船首尾タンクを含めて差し支えない。

*3： 独立型タンクタイプ C を備える船舶であって，一般貨物船と同様の中央横断面を有するものにあつては，検査員が差し支えないと認める場合，精密検査の範囲及び程度を軽減することができる。

表 B5.6 を表 B5.6-1 とし、次のように改める。

表 B5.6-1 ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件 ^{*1}	
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	- すべての貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体 (A) - 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓材を含む) (C) - 各種のバラストタンク (トップサイドタンク又はビルジホップタンク) のそれぞれ 2 個の代表的なタンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連板部材及び縦通肋骨を含む) (B) - 貨物倉内の空気管及び測深管の内底直上の部分
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	- すべての貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体 (A) - すべての貨物倉内の横隔壁 (防撓部材を含む。) (C) - バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク及びビルジホップタンクからそれぞれ 1 個を任意に選定し、それらのタンク内の半数程度のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む。), 並びに各隔壁の上端及び下端部 (B) - 前 3. のタンクを除く, すべてのバラストタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む。) (B) 1 個のバラストタンクにおける前後両端の横隔壁 (防撓材を含む。) (B) - 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材(D) - 第 1 回定期検査の 4. の要件に同じ
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	- すべての貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体 (A) - すべての貨物倉内の横隔壁 (防撓部材を含む。) (C) - 各バラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む。), 並びにすべての横隔壁 (防撓部材を含む) (B) - 第 2 回定期検査の 6. 及び 7. の要件に同じ
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	第 3 回定期検査に同じ
二重船側構造ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）に対する要件	
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	- 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓材を含む。) (C) - 各種のバラストタンクのそれぞれ 2 個の代表的なタンク (最も船首よりのトップサイドタンク及び船側タンクを各 1 個以上含むこと) 内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連板部材及び縦通肋骨を含む。) (B) - 貨物倉内の空気管及び測深管の内底直上の部分
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	- 各貨物倉内の 1 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓部材を含む。) (C) - バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク, ビルジホップタンク及び船側タンクからそれぞれ 1 個を任意に選定し, それらのタンク内の半数程度のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む。) (B) - 前 2. のタンクを除く, すべてのバラストタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む。) (B) 1 個の横断面におけるトップサイドタンク, ビルジホップタンク及び船側タンク内の前後両端の横隔壁 (防撓材を含む。) (B) - 最も船首よりの両舷の船側バラストタンクにおいて, タンクの前後部及び中央部の両側から適当な数 (合計が少なくとも当該タンクにおける総数の 1/4 程度の数) の船側及び縦通隔壁に付く縦通肋骨又は防撓材 (A) - 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材(D) - 第 1 回定期検査の 3. の要件に同じ
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定	- すべての貨物倉内の横隔壁 (防撓部材を含む。) (C) - 各バラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材

期検査 (第3回定期検査)	(関連の板部材及び縦通肋骨を含む)，並びにすべての横隔壁(防撓部材を含む。) (B) 3. 各船側バラストタンクにおいて，タンクの前後部及び中央部の両側から適当な数(合計が少なくとも当該タンクにおける総数の 1/4 程度の数)の船側及び縦通隔壁に付く縦通肋骨又は防撓材 (A) 4. 第2回定期検査の 6.及び 7.の要件に同じ
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第4回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 各船側バラストタンクにおけるすべての船側及び縦通隔壁に付く縦通肋骨又は防撓材 (A) 2. 第3回定期検査の 1., 2.及び 4.の要件に同じ

(備考)

- (1) 二重船側構造ばら積貨物船の船側タンクは，トップサイドタンク又はビルジホップタンクに連結されていても，単独のタンクとして扱うこと。
- (2) 表中の(A)から(DC)の記号は次のような意味を持つ。
 (A)：貨物倉の倉内肋骨又は船側タンク内の船側及び縦通隔壁に付く縦通肋骨又は防撓材
 (B)：トップサイドタンク，ビルジホップタンク，船側タンク及び船首尾タンク内のトランスリング又は水密横隔壁(関連構造部材を含む。)
 (C)：~~貨物倉内の横隔壁(防撓部材を含む。)~~上部又は下部スツールを備える場合は当該スツール斜板及びその内部構造材を含む。
 (D)：~~甲板口側線内甲板及び甲板下構造部材~~
 (3) 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は，少なくとも次の(i)から(iv)の箇所について行うこと。
 (i) 下部スツールのない船舶にあつては，内底板との取り付け部の近傍並びにガセットプレート(設けられている場合)及びシェダープレートの上部近傍
 (ii) 下部スツールを有する船舶にあつては，下部スツール頂板の上下部近傍及びシェダープレートの上部近傍
 (iii) 隔壁の中央部付近
 (iv) 甲板との取り付け部の近傍及びトップサイドタンクとの取り付け部の近傍並びに上部スツールを有する船舶にあつては，上部スツール底板の下部近傍

*1：単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合，二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては，二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

表 B5.6-2 として次表を加える。

表 B5.6-2 鉱石運搬船の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第1回定期検査)	1. 1 個の船側バラストタンク内の 1 個のトランスリング (A) 2. 1 個の船側バラストタンク内の 1 個の横隔壁の下部 (D) 3. 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部(防撓材を含む) (E) 4. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第2回定期検査)	1. 1 個の船側バラストタンク内のすべてのトランスリング (A) 2. 残りの船側バラストタンク内の各 1 個の甲板横桁 (B) 3. 1 個の船側バラストタンク内の前後両端の横隔壁の全体 (C) 4. 残りのバラストタンク内の各 1 個の横隔壁の下部 (D) 5. 各貨物倉内の 1 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部(防撓部材を含む。)(E) 6. 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 7. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底直上の部分
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第3回定期検査)	1. すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング (A) 2. すべてのバラストタンク内のすべての横隔壁の全体 (C) 3. 船側のすべての空所内の各 1 個のトランスリング(A)。ただし，検査員が必要と認める場合は，トランスリングを追加して検査することがある。 4. すべての貨物倉内の横隔壁(防撓部材を含む。)(E) 5. 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 6. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底直上の部分
建造後 15 年を超える船舶	1. 第3回定期検査に同じ

船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	
--------------------------------------	--

(備考)

(1) 表中の(A)から(E)の記号は次のような意味を持つ。

(A) : 支材及びトランスリングに隣接する構造部材，例えば外板，縦通隔壁，縦通肋骨，肘板等を含む。

(B) : 甲板桁に隣接する甲板構造部材，例えば甲板，縦通肋骨，肘板等を含む。

(C)及び(D) : 立て桁と水平桁及び横隔壁に隣接する構造部材，例えば縦通隔壁，内底板，斜板，船底桁板，肘板，防撓材等，を含む。

(E) : 上部又は下部スツールを備える場合は当該スツール斜板及びその内部構造材を含む。

(2) 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は，少なくとも次の(i)から(iv)の箇所について行うこと。

(i) 下部スツールのない船舶にあっては，内底板との取り付け部の近傍並びにガセットプレート（設けられている場合）及びシェダープレートの上部近傍

(ii) 下部スツールを有する船舶にあっては，下部スツール頂板の上下部近傍及びシェダープレートの上部近傍

(iii) 隔壁の中央部付近

(iv) 甲板との取り付け部の近傍及び船側タンクとの取り付け部の近傍並びに上部スツールを有する船舶にあっては，上部スツール底板の下部近傍

表 B5.10 を表 B5.10-1 と改める。

表 B5.10-1 油タンカー及び危険化学品ばら積船の板厚計測対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物エリア内の 1 個のバラストタンク（バラストタンクがない場合には専らバラストタンクとして使用される 1 個の貨物タンク）の位置における，船の全幅にわたる 1 個の横断面の甲板の各板 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための，次の部材； (1) 精密検査を行う部材 4. ポンプ室内及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，ページ装置，ガスフリー装置及びイナータガス装置その他すべての管装置（5.2.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合）
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物エリア内において； (1) 甲板の各板 (2) 1 個の横断面の縦通部材 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための，次の部材； (1) 精密検査を行う部材 4. 貨物エリア外のバラスト喫水線と満載喫水線との間の各舷少なくとも 1 条以上の船側外板の各板 5. ポンプ室内及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，ページ装置，ガスフリー装置及びイナータガス装置その他すべての管装置（5.2.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合）

建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	- 疑わしい箇所 - 貨物エリア内において； - 甲板の各板 2 個の横断面の縦通部材 - 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； - 精密検査を行う部材 - 貨物エリア外のバラスト喫水線と満載喫水線の間の各舷少なくとも 1 条以上の船側外板の各板 - 貨物エリア内のバラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板 - 船首尾タンクの内部構造部材 - ポンプ室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナータガス装置その他すべての管装置（5.2.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合） - 危険化学品ばら積み船にあっては、貨物タンク外の鋼製貨物管及び貨物タンク内を通過するバラスト管について、それぞれ任意に選択したもの
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	- 疑わしい箇所 - 貨物エリア内において； - 甲板の各板 3 個の横断面の縦通部材 - 船底外板の各板 - 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； - 精密検査を行う部材 - バラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板 - 船首尾タンクの内部構造部材 - 貨物エリア外の強力甲板の暴露部の各板 - 船楼甲板の暴露部の適当数の板 - 平板竜骨の各板並びにコファダム、機関室及びタンク後端部における適当数の船底外板 - シーチェスト部の水密板及び検査員が必要と認めた場合の船外排水管周りの外板 - ポンプ室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナータガス装置その他すべての管装置（5.2.2 に規定する現状検査の結果、検査員が必要と認めた場合） - 危険化学品ばら積み船にあっては、貨物タンク外の鋼製貨物管及び貨物タンク内を通過するバラスト管について、それぞれ任意に選択したもの

表 B5.10-2 として次表を加える。

表 B5.10-2 液化ガスばら積船の板厚計測対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	- 疑わしい箇所 - 中央部 0.5L 内の 1 個の横断面（中央部 0.5L 内にバラストタンクがある場合には、当該タンクを含む横断面とする。）の甲板の船の全幅にわたる各板 - 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； - 精密検査を行う部材

建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物エリア内において； (1) 甲板の各板 (2) 中央部 0.5L 内の 1 個の横断面（中央部 0.5L 内にバラストタンクがある場合には、当該タンクを含む横断面とする。）の縦通部材 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 精密検査を行う部材 4. 貨物エリア外のバラスト喫水線と満載喫水線間の各舷少なくとも 1 条以上の船側外板の各板
建造後 10 年を超え 15 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物エリア内において； (1) 甲板の各板 (2) 2 個の横断面の縦通部材。ただし、少なくとも 1 個の横断面については、中央部 0.5L 内の 1 個の横断面（中央部 0.5L 内にバラストタンクがある場合には、当該タンクを含む横断面）とすること。 (3) バラスト喫水線と満載喫水線間のすべての船側外板の各板 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 精密検査を行う部材 4. 貨物エリア外のバラスト喫水線と満載喫水線間の各舷少なくとも 1 条以上の船側外板の各板
建造後 15 年を超える船舶 に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物エリア内において； (1) 甲板の各板 (2) 3 個の横断面の縦通部材。ただし、少なくとも 1 個の横断面については、中央部 0.5L 内の 1 個の横断面（中央部 0.5L 内にバラストタンクがある場合には、当該タンクを含む横断面）とすること。 (3) 船底外板の各板 (4) ダクトキールを構成する板部材及びその防撓材 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 精密検査を行う部材 4. バラスト喫水線と満載喫水線間のすべての船側外板の各板

表 B5.16 の表題を次のように改める。

表 B5.16 ばら積貨物船に対する追加の板厚計測の要件：外板（貨物倉が単船側構造の場合）又は二重船側~~バラストタンク部~~（鉱石運搬船の船側に設けられる空所を含む。）

構造部材	計測範囲	計測点数
貨物倉が単船側構造の場合		
1 船底及び船側外板	a 疑わしい板及び隣接する 4 枚の板 b タンク又は貨物倉内の場合は、関連する他の表を参照すること	a 防撓材で囲まれた各板について 5 点
2 船底及び船側外板付き縦通防撓材	疑わしい範囲に含まれる少なくとも 3 本の防撓材	ウェブ： 同一断面内各 3 点 面材： 各 3 点
貨物倉が二重船側構造の場合		
1. 船側外板及び縦通隔壁 ・ 上端の条板及び縦桁の付く各条板 ・ その他の条板	・ 最低 3 個の横断面について、防撓材間の各板 ・ 上記 3 個の横断面について、縦通材 3 本分の間隔毎に 1 箇所	・ 1 点 ・ 1 点

2. 船側外板及び縦通隔壁に付く防撓材 ・ 上端の条板に付く防撓材 ・ その他の各条板に付く防撓材	・ 上記3個の横断面上のすべての防撓材 ・ 上記3個の横断面上の3本おきの各防撓材	・ ウェブ： 各3点 面材： 各1点 ・ ウェブ： 各3点 面材： 各1点
3. 防撓材に付く肘板	・ 上記3個の横断面にあるタンクの上下端及び中央の最低3箇所	各肘板につき5点
4. 横桁及び横隔壁 ・ 水平桁の付く条板 ・ その他の条板	・ 2個以上の桁及び前後端横隔壁 ・ 2個以上の桁及び前後端横隔壁	・ 左記各当該箇所の板面積 $2m^2$ につき5点 ・ 防撓材間の各板につき2点
5. 水平桁	・ 最低3個の横断面について、各板	防撓材間の各板につき2点
6. 水平桁の防撓材	・ 付いている場合	各1点

表 B5.23 を表 B5.23-1 と改める。

表 B5.23-1 油タンカー及び危険化学品ばら積船の圧力試験の対象タンク

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶 に対する定期検査 (第1回定期検査)	1. 貨物タンク囲壁のうち、バラストタンク、空所、パイプ通路、燃料油タンク、ポンプ室及びコファダムに面する部分 2. 油タンカーでは、貨物エリア内の清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 3. 水タンク ただし、前 2.に規定するものを除き、清水タンクについては、内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 4. 燃料油タンク ただし、前 2.に規定するものを除き、5.2.4-2.の内部検査又は外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない 5. 潤滑油タンク ただし、前 2.に規定するものを除き、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期検査 (第2回定期検査)	1. 貨物タンクのすべての隔壁 2. 油タンカーでは、貨物エリア内の清水タンク、燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 3. 水タンク ただし、前 2.に規定するものを除き、清水タンクについては、内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 4. 燃料油タンク ただし、前 2.に規定するものを除き、5.2.4-2.の内部検査又は外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 5. 潤滑油タンク ただし、前 2.に規定するものを除き、外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。
建造後 10 年を超え 15 年 以下の船舶に対する定期検査 (第3回定期検査)	1. 貨物タンクのすべての隔壁 2. 水タンク 3. 燃料油タンク ただし、5.2.4-2.の内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、二重底タンクでは船の前後部それぞれ1個を含む代表的タンク、深油タンクでは代表的タンクとして差し支えない。 4. 潤滑油タンク ただし、5.2.4-2.の内部検査及び外部検査を行い、検査員が現状良好と認める場合には、代表的タンクとして差し支えない。 5. 危険化学品ばら積み船にあっては、貨物タンク外の鋼製貨物管及び貨物タンク内を通過するバラスト管について、それぞれ任意に選択したもの

建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 貨物タンクのすべての隔壁 2. 水タンク, 燃料油タンク及び潤滑油タンク 3. 危険化学品ばら積み船にあっては, 貨物タンク外の鋼製貨物管及び貨物タンク内を通過するバラスト管について, それぞれ任意に選択したもの
--	---

表 B5.23-2 として次表を加える。

表 B5.23-2 液化ガスばら積貨物船の圧力試験の対象タンク

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 貨物エリア内のバラストタンク及び深水タンクのすべての囲壁 2. 貨物エリア内の清水タンク, 燃料油タンク及び潤滑油タンクの代表的タンク 3. 水タンク ただし, 貨物エリア外の清水タンクについては, 内部検査及び外部検査を行い, 検査員が現状良好と認める場合には, 代表的タンクとして差し支えない。 4. 燃料油タンク ただし, 貨物エリア外の燃料油タンクについては, 5.2.4-2.の内部検査又は外部検査を行い, 検査員が現状良好と認める場合には, 代表的タンクとして差し支えない。 5. 潤滑油タンク ただし, 貨物エリア外の潤滑油タンクについては, 外部検査を行い, 検査員が現状良好と認める場合には, 代表的タンクとして差し支えない。
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	第 1 回定期検査時の要件に同じ。
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 水タンク 2. 燃料油タンク ただし, 5.2.4-2.の内部検査及び外部検査を行い, 検査員が現状良好と認める場合には, 二重底タンクでは船の前後部それぞれ 1 個を含む代表的タンク, 深油タンクでは代表的タンクとして差し支えない。 3. 潤滑油タンク ただし, 5.2.4-2.の内部検査及び外部検査を行い, 検査員が現状良好と認める場合には, 代表的タンクとして差し支えない。
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 水タンク, 燃料油タンク及び潤滑油タンク

附 則 (改正その 2)

1. この規則は, 2008 年 7 月 1 日 (以下, 「施行日」という。) から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については, この規則による規定にかかわらず, なお従前の例によることができる。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2008 年 第 1 回 一部改正

2008 年 2 月 27 日 達 第 5 号
2007 年 11 月 30 日 技術委員会 審議

2008 年 2 月 27 日 達 第 5 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B1 通 則

B1.1 検査

B1.1.2 船級維持検査

-1.(4)を次のとおり改める。

- 1. 規則 B 編 1.1.2-2.(3)に規定される臨時検査の対象となる変更等については、次による。
 - (1) 深油水倉兼貨物倉の用途変更（省略）
 - (2) 各タンクの用途変更（省略）
 - (3) 積付条件の変更（省略）
 - (4) ローディングマニュアル，復原性資料等の変更
船舶の主要データの変更を伴う改造が行われる場合は、その変更されたデータに基づいて新たにローディングマニュアル，復原性資料等を作成し、本会の承認を得なければならない。なお、変更後の軽荷重量及び重心位置の計算値と改造前の値との差が次に掲げる値を超える場合については、復原性試験を行い軽荷重量及び重心位置を計測すること。
 - (a) 軽荷重量：改造前の値の 2%又は 2 ton のいずれか大きい方の値
 - (b) 船の長さ方向の重心位置：規則 C 編 4.1.2(6)又は CS 編 4.1.2-6.の規定による船の区画用長さ (L_s) の 1%（ただし、国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外のものについては、船の長さ (L) の 1%として差し支えない。）
 - (5) その他の変更又は改造
その他の変更又は改造等については、その内容により本会の承認を得る必要があるので、その旨本会に申し出る。一般に、主要な船体構造の変更を伴う改造については、本会の承認を得る必要がある。規則 B 編 2.5.1 も参照すること。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2008 年 4 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に改造のための契約が行われる船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.2 を次のように改める。

B2.3.2 復原性試験

- 1. (省略)
- 2. (省略)
- 3. (省略)
- 4. (省略)

-5. 規則 B 編 2.3.2-3.により，復原性試験を省略する場合，軽荷重量査定試験を行い，次の(1)と(2)の偏差が，軽荷重量について(2)の2%表 B2.3.2-1.に掲げる値を超えないこと及び船の長さ方向の重心位置について船の長さ規則 C 編 4.1.2(6)又は CS 編 4.1.2-6.の規定による船の区画用長さ (L_s) (国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶以外のものにあつては，船の長さ (L) とする。) の 1%0.5%を超えないことを確認すること。なお，ここでいう同型船とは，原則として，同一造船所にて同一図面により建造される船舶とする。

- (1) 本船の軽荷重量査定試験から得られた軽荷重量及び船の長さ方向の重心位置
- (2) 同型船の軽荷重量及び船の長さ方向の重心位置。ただし，設計変更がある場合，その設計変更にとまなう修正をこれに加えて得られたもの。

表 B2.3.2-1. 傾斜試験省略に係る軽荷重量の許容偏差

乾舷用長さ (L_p)	50m 未満	50m 以上，160m 以下	160m を超える
許容偏差（復原性試験を実施した同型船の軽荷重量に対する割合で表す。）	2%	線形補間による	1%

-6. 規則 B 編 2.3.2-3.及び前-5.の規定により復原性試験を省略した場合，当該船舶の軽荷重量及び重心位置は次によること。

- (1) 軽荷重量及び船の長さ方向の重心位置は，前-5.(1)による値とする。
- (2) 深さ方向の重心位置については，復原性試験を実施した同型船の値又は本船に関して計算により求められる値のいずれか大きい方の値とする。

-7. 規則 B 編 2.3.2-4.の復原性計算機に関する試験については，附属書 U1.2.2「復原性計算機に関する検査要領」によること。また，「復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機」とは，船橋，荷役制御室等で使用される復原性計算機又は復原性計算用のソフトウェアがインストールされたコンピュータをいう。

附 則（改正その2）

1. この達は、2008 年 4 月 1 日から施行する。
 2. 次のいずれかに該当するもの以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2008 年 4 月 1 日以降に建造契約*が行われる船舶
 - (2) 2009 年 1 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
- * 建造契約とは、IACS Procedural Requirement (PR) No.29(Rev.4)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.4)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.
4. Revision 3 of this Procedural Requirement was approved on 5 January 2007 with immediate effect.
5. Revision 4 of this Procedural Requirement was adopted on 21 June 2007 with immediate effect.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
 2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。
- オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
 4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
4. 本 PR の Rev.3 は、2007 年 1 月 5 日に承認され、これは直ちに効力が生じる。
5. 本 PR の Rev.4 は、2007 年 6 月 21 日に採択され、これは直ちに効力が生じる。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.2 提出図面その他の書類

-7.を次のように改める。

-1. 規則 B 編 2.1.2 に掲げる提出図面には、図面の種類に応じ次に掲げる事項も記載すること。

(中略)

-6. 規則 B 編 2.1.2-1.にいう「本会が別に定めるところ」とは、次をいう。

登録規則第 2 章 2.3 に定める船級登録申込者が、製造中又は製造後の登録検査及び規則 B 編 2.5 に定める改造工事の申込みを行う前に、工事の準備の都合により事前に図面及び書類の審査を希望する場合には、事前審査申込書を提出すること。なお、登録検査申込書が提出されたときには、事前審査申込書は自動的に登録検査申込書に引継がれるものとする。

-7. 規則 B 編 2.1.2-12 に規定する塗装テクニカルファイルは、C 編 25.2.2, CS 編 22.4.2, CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 及び又は CSR-T 編 6 節 2.1.1.2 の規定が適用される内部区画のペイント工事に関して、次の(1)から(7)に掲げる項目を含むこと。

- (1) 規則 B 編 2.1.8(1)でいう適合証明書又は認定書の写し
- (2) 規則 B 編 2.1.8(1)でいうテクニカルデータシートの写しで次の項目を含むもの
 - (a) 製品名及び識別マーク及び/又は識別番号
 - (b) 塗装システムの材料、成分及び配合、色
 - (c) 最小及び最大乾燥膜厚
 - (d) 塗布方法、ツール及び/又は機器
 - (e) 塗装する際の表面条件（錆落としのグレード、清掃度、粗度等）
 - (f) 環境条件（温度及び湿度の制限）
- (3) ペイント工事に関する造船所の作業記録で次の項目を含むもの
 - (a) 各区画における実際に塗布した箇所及び面積（ m^2 ）
 - (b) 施工した塗装システム
 - (c) 塗装日時、膜厚、層数等
 - (d) 塗装中の環境条件
 - (e) 表面処理方法
- (4) 建造中における塗装システムの検査方法及び補修方法
- (5) 塗装検査員が記した塗装日誌（塗料メーカーが満足する仕様に従って塗装が施工されたことを記載したもの、及び当該仕様に対し不適合な場合を記載したもの。日誌及び不適合記録簿の例は、IMO 決議 MSC.215(82) Annex 2 参照。）
- (6) 造船所により検証された検査記録で次の項目を含む
 - (a) 検査完了日
 - (b) 検査結果

- (c) 所見（もしあれば）
- (d) 塗装検査員のサイン
- (7) 就航中における塗装システムの保守方法及び補修方法

B2.1.3 を削る。

~~B2.1.3 参考用提出図面その他の書類~~

~~1. 防食要領書~~

~~油タンカー及び危険化学品ばら積船のバラストタンク並びに規則 C 編 31A.1.2(1)に規定するばら積貨物船のバラストタンク及び二重船側内部（二重船側内部については、L_Eが 150 m 以上のもののみとして差し支えない。）にあっては、規則 B 編 2.1.3 1.(3)に規定する防食要領書に次の事項を記載する。~~

- ~~(1) 塗装の種類、施工、保守に関する船主、塗料メーカー、造船所での合意内容~~
- ~~(2) 各バラストタンクごとに適用する塗装の内容（塗装の色、種類等）を示す一覧表~~
- ~~(3) 電気防食を用いる場合には、その詳細~~
- ~~(4) 塗装の各製品について技術的資料（仕様書）~~
- ~~(5) 塗装の品質が船主の要求を満たすことを示す実証~~
- ~~(6) 塗装の施工を行う造船所または施工業者の施工実績~~
- ~~(7) 下地処理の要領及び基準（確認方法及び確認点数を含む）~~
- ~~(8) 施工要領及び基準（確認方法及び確認点数を含む）~~
- ~~(9) 下地処置及び塗装施工についての調査報告書の様式~~
- ~~(10) 塗装の各製品についての安全管理及び注意事項~~
- ~~(11) 保守に関する要求事項~~

B2.1.8 を次のように改める。

B2.1.8 ペイント工事の検証

-1. 規則 B 編 2.1.8(1)でいう「テクニカルデータシート」とは、塗装とその塗布に関する詳細な技術的指示及び情報を記載した塗料メーカーの製品データシートをいう。

~~-2. 規則 B 編 2.1.8(1)でいう「IMO 塗装性能基準」とは、IMO 決議 MSC.215(82)“PERFORMANCE STANDARD FOR PROTECTIVE COATINGS FOR DEDICATED SEAWATER BALLAST TANKS IN ALL TYPES OF SHIPS AND DOUBLE SIDE SKIN SPACES OF BULK CARRIERS”をいう。~~

~~-3. 規則 B 編 2.1.8(1)でいう「本会が適当と認める証明書」とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。~~

- (1) 船用材料・機器等の承認及び認定要領 4 編 4 章の規定に従って認定された認定書
- (2) 社団法人 日本船舶品質管理協会 製品安全評価センター又は MARINTEK が発行した適合証明書
- (3) その他本会が適当と認めるもの

~~-4. 規則 B 編 2.1.8(3)でいう「本会が適当と認める資格」とは、次の(1)から(3)のいずれかに該当するものをいう。~~

- (1) NACE 塗装検査員 Level 2

(2) FROSIO 検査員 Level III

(3) 本会が前(1)又は(2)と同等と認める資格

~~54.~~ 規則 B 編 2.1.8(5)でいう「本会が適当と認める塗装検査要件」とは、IMO 決議 MSC.215(82)第 6 節に規定される要件をいう。

附 則（改正その 3）

1. この達は、2008 年 7 月 1 日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2008 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2009 年 1 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2012 年 7 月 1 日以降に引き渡しが行われる船舶

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.2 復原性試験

-4.(2)を次のように改める。

- 4. 規則 B 編 2.3.2-1.の規定により本船に備える復原性資料等については、次による。
 - (1) (本文省略)
 - (2) 規則 U 編が適用されない船舶のうち、 L_f が 24m 以上の船舶並びに L_f が 24m 未満であっても貨物を輸送する船舶（タンカーを含む。）及び本会が特に必要と認めた船舶には、復原性に関する様式を備えること。
 - (3) (本文省略)

附 則（改正その 4）

- 1. この達は、2009 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。